

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限が、 平成 30 年 3 月 31 日まで延長されました。

東日本大震災によって影響を受けた中小企業者を対象とする、標記保証制度の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長する政令が、3 月 31 日に公布・施行されましたので、お知らせします。

<制度の概要>

申込資格要件 (岩手県関係)	①特定被災区域内に事業所を有し、震災により直接の被害を受けた中小企業者 ②特定被災区域内に事業所を有し、経営の安定に支障が生じている中小企業者
保証限度額	普通保険にかかる保証 2 億円以内 ただし、中小企業者が組合の場合は、4 億円以内 無担保保険にかかる保証 8,000 万円以内 無担保無保証人保証 1,250 万円 (注) 経営安定関連保証及び災害関係保証(平成 23 年政令第 18 号に係るものに限る。)と合算して、それぞれ以下の額までとする。 普通保険にかかる保証 4 億円以内 ただし、中小企業者が組合の場合は、8 億円以内 無担保保険にかかる保証 1 億 6,000 万円以内 無担保無保証人保証 2,500 万円以内
保証割合	100% (全部保証) とする。
保証期間	10 年以内とする (据置期間は 2 年以内とする)。
信用保証料率	0.8%
対象資金	経営の安定に必要な事業資金 (事業再建に必要な資金を含む) とする。
返済方法	原則として均等分割返済とする。
貸付金利	金融機関所定利率とする。
担保・保証人	(1) 担保・・・必要に応じて徴求することとする。 (2) 保証人・・・原則として法人代表者以外、保証人は徴求しない。
添付資料	申込人資格要件の① 罹災証明書 ② 市町村長の認定書
取扱期間	平成 23 年 3 月 11 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

*特定被災区域：岩手県、宮城県、福島県の全域ほか